

3-イ 土砂等発生元証明書

第5号様式(第5条、第10条関係)

土砂等発生元証明書

〇〇年 〇月 〇日

株式会社〇〇

取締役社長 〇〇 様

発生元事業者

住 所 A市A町〇番地

氏 名 株式会社A ※※

(名称及び代表者氏名)

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

発生元事業者から「特定事業の計画に係る届出書」の届出者への土砂等発生元証明書となります。

搬入する土砂等が次の工事現場から採取された(発生する)土砂等であることを証明します。なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

土砂等の採取場所の所在地	A市A町A番地	
土砂等が建設工事等により発生した場合には、建設工事等の概要	工事名	A工場造成工事
	発注者	株式会社A 代表取締役 ※※
	工事施工期間	〇年〇〇月〇〇日～〇年〇〇月〇〇日
当該特定事業区域への土砂等の搬入予定量	6,000m ³	
今回の証明に係る土砂等の量	5,000m ³	
発生土砂等の区分	第1種建設発生土	
発生土砂等運搬契約者	住所	春日井市△△町△番地
	氏名	△△運送株式会社 取締役社長 △△
特定事業届出業者	住所	春日井市〇〇町〇番地
	氏名	株式会社〇〇 取締役社長 〇〇

備考

1 概要

この第5号様式は、土砂等の発生元事業者から「特定事業の計画に係る届出書」の届出者に対し、土砂等の発生元を証明する書類となります。土砂等の発生元事業者に対し、この様式による「土砂等の発生元証明書」の発行を依頼してください。

なお、「土砂等の搬入届出書」には、「土砂等発生元証明書」の写しを添付し、原本は保管してください。

当該記入例は、土砂等に建設発生土を使用する場合の例です。建設汚泥改良土等の再生品を土砂等として使用する場合には、21頁の3-ウの記入例を参考にしてください。

2 記入要領（建設発生土を使用する場合）

同一の発生場所から搬入する土砂等の量 5,000 m³（の範囲内）ごとに作成すること。（ただし、16頁2-(4)により有害物質分析結果証明書を省略できる場合は除く。）

ア 土砂等の採取場所の所在地

埋立て等に使用する土砂等の採取場所を記入すること。

イ 土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要

搬入する土砂等が建設発生土の場合、発生元における工事名、発注者、工事施工期間を記入すること。

ウ 当該特定事業区域への土砂等の搬入予定量

当該証明に係る土砂等の量だけでなく、当該採取場所から特定事業区域への搬入予定量を記載すること。

エ 今回の証明に係る土砂等の量

当該届出に係り搬入する土砂等の量を記入すること。なお、5,000m³の範囲内であること。

オ 発生土砂等の区分

建設発生土により埋立て等を行う場合は、次の「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記入すること。

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)別表第1

第1種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く。))をいう。)	水面埋立て用材料

カ 発生土砂等運搬契約者

搬入元から運搬する業者を記入してください。

複数の業者と契約した場合には、別紙として表を作成し、記入すること。

キ 特定事業届出業者

特定事業の計画に係る届出書（第6号様式）の届出者を記入すること。